

## 美濃加茂市空き家バンク制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、美濃加茂市における空き家の有効活用を通して、定住促進及び地域の活性化を図り、地域コミュニティの維持につながる魅力あるまちづくりに貢献することを目的とし、空き家バンク制度に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に個人が居住を目的として建築又は購入し、現に居住していない又は近日中に居住しなくなる予定の建物（民間事業者による賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。）及び当該建物と所有者を一にする当該建物の敷地（付随する田、畑等を含む。）をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権を有し、売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 市内への定住等を目的として、空き家バンクに登録された空き家情報の提供を希望する者をいう。
- (4) 協力事業者 市内に事業所を置く公益社団法人岐阜県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会岐阜県本部の会員のうち、空き家バンクに係る媒介業務に関する協定を市と締結した事業者をいう。
- (5) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家の情報を登録し、利用希望者に対して情報を提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

- 2 美濃加茂市暴力団排除条例（平成24年美濃加茂市条例第10号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有している者は、空き家バンクを利用することができない。
- 3 固定資産税が滞納となっている空き家は、空き家バンクに登録することができない。

### (登録の申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家を登録（敷地のみの登録を除く。）しようとする所有者（以下「希望所有者」という。）は、美濃加茂市空き家バンク登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 美濃加茂市空き家バンク登録カード（様式第2号）
- (2) 空き家バンクに登録を希望する空き家に係る次に掲げる証明書のうちいずれかの証明書

ア 所有権保存の登記がされている空き家 登記事項証明書(不動産登記法(平成16年法律第123号)第119条第1項に規定する証明書をいう。)

イ 所有権保存の登記がされていない空き家 固定資産税評価証明書(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3に規定する証明書をいう。)

その他の書類

2 前項の規定による申込みを行うに当たって、希望所有者は、代理人選任届(様式第3号)を提出することにより、美濃加茂市空き家バンクの手続を第三者に委任することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、登録に必要な調査を実施し、その内容を審査の上、空き家バンクへの登録の可否を美濃加茂市空き家バンク登録(不可)通知書(様式第4号)により当該希望所有者に通知するとともに、適当と認めた場合には、空き家バンクへ登録するものとする。

4 市長は、空き家バンクに登録していない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、所有者に対して空き家バンクへの登録を勧めることができるものとする。

5 空き家バンクに登録された空き家(以下「登録物件」という。)の維持管理は、登録物件の所有者(以下「登録所有者」という。)が責任をもって行うものとする。

6 未登記の空き家の登録所有者は、空き家バンクへ登録後、売買又は賃貸借契約を結ぶ前に所有権保存の登記をしなければならない。

7 空き家バンクの登録期間は、登録をした日から2年間とする。ただし、登録所有者が期間終了の前日までに、第1項の美濃加茂市空き家バンク登録申込書及び同項第1号の美濃加茂市空き家バンク登録カードを提出したときは、再登録することができるものとする。

(登録事項の変更等)

第5条 前条第3項の規定による空き家バンクへの登録の通知を受けた登録所有者は、登録内容に変更が生じたときは、直ちに美濃加茂市空き家バンク登録変更届出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 登録所有者は、美濃加茂市空き家バンク登録取消申出書(様式第6号)を市長に提出することにより空き家バンクへの登録を取り消すことができる。

(登録の抹消)

第6条 市長は、登録された空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消するものとする。

(1) 空き家に係る所有権その他権利の異動があったとき。

(2) 登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立し、空き家でなくなったとき。

(3) 登録所有者から美濃加茂市空き家バンク登録取消申出書の提出があったとき。

(4) 登録から2年を経過したとき。

(5) 空き家バンクの登録内容に虚偽があったとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が登録が適当でないとき。

2 市長は、空き家バンクの登録を抹消したときは、美濃加茂市空き家バンク登録抹消通知書（様式第7号）により当該登録所有者に通知するものとする。

（空き家情報の公開等）

第7条 市長は、美濃加茂市空き家バンク登録カードに記載された事項のうち、個人情報に関する事項を除き、空き家の登録情報を市のホームページ等に掲載し、周知するものとする。

（利用の申込み等）

第8条 利用希望者は、登録物件の詳細情報や登録所有者に関する情報の提供を受けようとするときは、美濃加茂市空き家バンク利用申込書（様式第8号）に美濃加茂市空き家バンク利用に関する誓約書（様式第9号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、利用希望者が次の各号のいずれかの要件を満たしているかどうかを審査し、美濃加茂市空き家バンク利用登録（不可）通知書（様式第10号）により利用希望者に通知するとともに、適当と認めた場合には、空き家バンクへ登録するものとする。

(1) 空き家の購入又は賃貸を希望する者で、空き家に定住し、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できるもの

(2) 空き家の購入又は賃貸を希望する者で、地域の活性化に寄与できるもの

3 登録の期間は、登録をした日から2年間とする。ただし、前項の規定による空き家バンクへの登録の通知を受けた者（以下「登録利用者」という。）が、期間終了の前日までに、第1項の規定による申込みを再度したときは、再登録することができるものとする。

（利用登録の変更等）

第9条 登録利用者は、当該登録事項に変更があったときは、直ちに美濃加茂市空き家バンク利用登録変更届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 登録利用者は、美濃加茂市空き家バンク利用登録取消申出書（様式第12号）を市長に提出することにより利用登録を取り消すことができる。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用登録を抹消するものとする。

(1) 第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 登録利用者から美濃加茂市空き家バンク利用登録取消申出書の提出があったとき。

- (4) 利用登録から2年を経過したとき。
  - (5) 申込内容に虚偽があったとき。
  - (6) 前各号に定めるもののほか、市長が登録が適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、空き家の利用登録を抹消したときは、美濃加茂市空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第13号）により当該登録利用者に通知するものとする。
- （物件の申込み等）

第11条 登録利用者は、登録物件の詳細な情報を得ようとするときは、美濃加茂市空き家バンク登録物件利用申込書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、登録利用者の希望する空き家の詳細情報を提供し、当該物件の登録所有者に前項の規定による申込みがあった旨及び登録利用者の連絡先を伝えるものとする。
- （地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開）

第12条 市長は、第4条の規定により空き家バンクに登録したとき、又は前条の規定により登録利用者に空き家情報を提供したときは、当該空き家の所在する自治会の会長、まちづくり協議会の委員その他市内の空き家対策を協議する団体を代表する者（以下「地域の代表者」という。）に対して、その旨の情報を提供することができるものとする。

- 2 前項の情報の提供を受けた地域の代表者は、空き家の登録情報と併せて地域に関する情報を利用希望者や登録利用者へ提供できるものとする。

- 3 地域の代表者は、利用希望者や登録利用者に対し、地域に定住するための説明会や交流会等を開催することができるものとする。

（登録所有者と登録利用者の交渉等）

第13条 市長は、必要に応じて協力事業者に対して、空き家情報を提供することができるものとする。

- 2 市長は、登録所有者及び登録利用者が希望したときは、協力事業者へ売買及び賃貸借の仲介を依頼することができる。

- 3 市長は、登録所有者、登録利用者及び協力事業者の空き家に関する交渉や売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 4 交渉や売買及び賃貸借の契約に関する一切のトラブル等については、登録所有者、登録利用者及び協力事業者で解決するものとする。

- 5 協力事業者は、登録所有者及び登録利用者との交渉、売買及び賃貸借の仲介業務を行った場合は、速やかにその結果を市長に報告するものとする。

（個人情報の保護）

第14条 空き家バンクにおける個人情報の取扱いについては、美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）に定めるところによる。

- 2 登録所有者、登録利用者及び協力事業者は、空き家バンクにおける個人情報の

取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報を滅失することのないよう適正に管理すること。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか、空き家バンクの運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年3月1日から施行する。